広告

企画・お問い合わせ先
日経エージェンシー
TEL：03-5259-5430

いざというときあわてない　相続は事前の準備でスムーズに

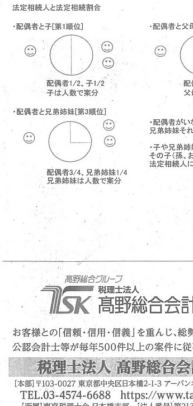

相続税がかかるのは基礎控除を超えた部分

相続で気になるのは相続税だろう。相続税には基礎控除（非課税枠）があり、それを超えた部分に課税される。基礎控除は、３０００万に法定相続人の人数×６００万を加算した額。法定相続人とは、民法で相続人になれる人のこと。財産を引き継ぐ人は法律で決まっている

相続に備えるためにまず押さえておきたいのは、誰が相続人になるか、ということだ。被相続人（亡くなった人）の財産を引き継ぐことができる人は法律で決まっており、これを法定相続人という。被相続人の配偶者は常に法定相続人となる。それ以外は順位があり、第一順位が被相続人の子、子がいない場合は第二順位の父母、父母ともすでに亡くなっていたら第三順位は兄弟姉妹となる。

人ではないが、元配偶者との間の子は法定相続人となる。離婚・再婚などで現在の家族が知らない子がいる可能性もあるので、相続の手続きでは、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を取得して確認する。

被相続人が保有していた経済価値のあるものすべてが相続財産として法定相続人が引き継ぐ。引き継げる割合は不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税は、土地の評価額から基礎控除を差し引いた残額に対して課税されるが、土地の評価額は、路線価方式または倍率方式で算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税は、土地の評価額から基礎控除を差し引いた残額に対して課税されるが、土地の評価額は、路線価方式または倍率方式で算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

不動産の評価額は税理士に計算してもらう

不動産のうち、被相続人の自宅の家屋は固定資産税評価額、土地は原則として路線価に面積を掛けたもので評価額とより、土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税は、土地の評価額から基礎控除を差し引いた残額に対して課税されるが、土地の評価額は、路線価方式または倍率方式で算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税がかかるのは基礎控除を超えた部分

相続で気になるのは相続税だろう。相続税には基礎控除（非課税枠）があり、それを超えた部分に課税される。基礎控除は、３０００万に法定相続人の人数×６００万を加算した額。法定相続人とは、民法で相続人になれる人のこと。財産を引き継ぐ人は法律で決まっている

相続に備えるためにまず押さえておきたいのは、誰が相続人になるか、ということだ。被相続人（亡くなった人）の財産を引き継ぐことができる人は法律で決まっており、これを法定相続人という。被相続人の配偶者は常に法定相続人となる。それ以外は順位があり、第一順位が被相続人の子、子がいない場合は第二順位の父母、父母ともすでに亡くなっていたら第三順位は兄弟姉妹となる。

人ではないが、元配偶者との間の子は法定相続人となる。離婚・再婚などで現在の家族が知らない子がいる可能性もあるので、相続の手続きでは、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を取得して確認する。

被相続人が保有していた経済価値のあるものすべてが相続財産として法定相続人が引き継ぐ。引き継げる割合は不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税は、土地の評価額から基礎控除を差し引いた残額に対して課税されるが、土地の評価額は、路線価方式または倍率方式で算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

不動産の評価額は税理士に計算してもらう

不動産のうち、被相続人の自宅の家屋は固定資産税評価額、土地は原則として路線価に面積を掛けたもので評価額を算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税は、土地の評価額から基礎控除を差し引いた残額に対して課税されるが、土地の評価額は、路線価方式または倍率方式で算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税がかかるのは基礎控除を超えた部分

相続で気になるのは相続税だろう。相続税には基礎控除（非課税枠）があり、それを超えた部分に課税される。基礎控除は、３０００万に法定相続人の人数×６００万を加算した額。法定相続人とは、民法で相続人になれる人のこと。財産を引き継ぐ人は法律で決まっている

相続に備えるためにまず押さえておきたいのは、誰が相続人になるか、ということだ。被相続人（亡くなった人）の財産を引き継ぐことができる人は法律で決まっており、これを法定相続人という。被相続人の配偶者は常に法定相続人となる。それ以外は順位があり、第一順位が被相続人の子、子がいない場合は第二順位の父母、父母ともすでに亡くなっていたら第三順位は兄弟姉妹となる。

人ではないが、元配偶者との間の子は法定相続人となる。離婚・再婚などで現在の家族が知らない子がいる可能性もあるので、相続の手続きでは、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を取得して確認する。

被相続人が保有していた経済価値のあるものすべてが相続財産として法定相続人が引き継ぐ。引き継げる割合は不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税は、土地の評価額から基礎控除を差し引いた残額に対して課税されるが、土地の評価額は、路線価方式または倍率方式で算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

不動産の評価額は税理士に計算してもらう

不動産のうち、被相続人の自宅の家屋は固定資産税評価額、土地は原則として路線価に面積を掛けたもので評価額を算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税は、土地の評価額から基礎控除を差し引いた残額に対して課税されるが、土地の評価額は、路線価方式または倍率方式で算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続税がかかるのは基礎控除を超えた部分

相続で気になるのは相続税だろう。相続税には基礎控除（非課税枠）があり、それを超えた部分に課税される。基礎控除は、３０００万に法定相続人の人数×６００万を加算した額。法定相続人とは、民法で相続人になれる人のこと。財産を引き継ぐ人は法律で決まっている

相続に備えるためにまず押さえておきたいのは、誰が相続人になるか、ということだ。被相続人（亡くなった人）の財産を引き継ぐことができる人は法律で決まっており、これを法定相続人という。被相続人の配偶者は常に法定相続人となる。それ以外は順位があり、第一順位が被相続人の子、子がいない場合は第二順位の父母、父母ともすでに亡くなっていたら第三順位は兄弟姉妹となる。

人ではないが、元配偶者との間の子は法定相続人となる。離婚・再婚などで現在の家族が知らない子がいる可能性もあるので、相続の手続きでは、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を取得して確認する。

被相続人が保有していた経済価値のあるものすべてが相続財産として法定相続人が引き継ぐ。引き継げる割合は不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続は、土地の評価額から基礎控除を差し引いた残額に対して課税されるが、土地の評価額は、路線価方式または倍率方式で算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

不動産の評価額は税理士に計算してもらう

不動産のうち、被相続人の自宅の家屋は固定資産税評価額、土地は原則として路線価に面積を掛けたもので評価額を算出する。路線価は国税庁が毎年公表しており、国税庁のホームページで確認できる。倍率方式は固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたもので評価額を算出する。土地は形状や道路付けなどによって加算・減算がある。人に貸している土地や建物、賃貸アパートなどが建っている土地などは一定の割合で評価額が下がるなど、不動産の評価額の算出方法は複雑なので、相続に詳しい税理士に計算してもらうだろうが、それによって、相続税がかかるかどうか、かかるとすればどの程度かをあらかじめ把握することができる。

相続